

西印度ナーションックに於けるゴータミー

プトラ窟に就て (中)

文學士 澤村 專 太郎

銘文の冒頭に於て、

二 (續)

『善い哉、Vasishtha家の王妃の子、威名隠れも

銘文(B)は、前者よりも後れて刻せられたもので、是れにも二種のもが含まれてゐる。そのうち

なきPulimāyīの第十九年、熱暑期の第二週の第十三日に於て』

第一種のもは十一行より成り、第二種のもは之れに接續して約三行に亙つて、前者よりもやゝ細書せられてゐる。是等の二種の銘文は、(A)銘文に現はれてゐる Satakarṇi王の行蹟を知る上に、極めて参考となるものである。

と記してゐる事に依つて知られる。之れに次いで Gautama家の Balaśri 太后の德行を説き、更に Satakarṇi王の事蹟を讚美してゐる。その説く所に依つて推定すると、この太后は Satakarṇi王の母に當り、Pulimāyī王にはてふご祖母に當る人であるが、この銘文は要するに太后の意に基いて、

先づ第一種のもは、 Satakarṇi王の子に當れる Pulimāyī王の時に刻せられたもので、此事は

其孫に當れる Pulimāyī王が父母に奉爲して、此

山の西南に於ける Pishcipadaka の里邑を、此寺院に喜捨した事が説かれてゐるのである。その内容を更に仔細に吟味すると、もと此石窟が Satakarṇi 王の寄進に依つて掘開せられた事も、その母なる Balasri 太后の意に基いたものらしく考へられる。而して當時この窟院には Bhadrāya-
ṅga 派(賢冑部)に属する僧侶がゐた事も亦知り得られるのみならず、この銘文に於ける Satakarṇi 王の所行讚中には、印度の一般歴史の資料として大に參考すべき部分が含まれてゐるのである。之れによると、 Gaṅgamūputra Satakarṇi 王は、
 Narmadā 及び印度西海岸に沿へる一帯の諸地方を領有して、大に勢力を振つてゐた事が知れるが銘文には是等の地方名をあげて、『Asika, Asaka, Mufaka, Surūshira, Kukura, Aparānta, Anūpa, Vidarbha, Ākara, Avanti の王』とあつた事を説いてゐる。而して更にその支配せる地方の著名なる

山を指摘して 『Vindhya, Rikshavat, Paripatra, Sahya, Krishnagiri, Macha, Sirīana, Malaya, Mahendra, Setagiri 及び Chakora 諸山の王者であつた』事をも記してゐるが、別に印度西北境に勢力を有してゐた Saka, Yavana 及び Pahlava の諸族と戦つて之を撃破したと成してゐるほか、
 Khatvaha 族を全滅に歸せしめた事を特記してゐる。固より此類の記事には過大の形容と事實の誇張とを有する事は、免がれ難いのであるから、之を吟味するに就いても大に割引せねばならぬけれども、この王が一時印度に於て雄飛した事に至つては、争ひ難き事實とせねばならぬ。
 元來 Pūrnāyī 王の母に當れる人は、この銘文の冒頭にもあるやうに、 Vasiṣṭha 家の人である然るにこの王族は熱心なる佛教徒であつたらしく Ajanta の第十番洞に於ける銘文中にも、此一家の名が見えてゐる。是れには Vasiṣṭha 家の妻の子

Katthadi がその支提洞のフアサードを寄進した事を記してゐるのであるが、その書態より察する

時は、Ajanta に於ける銘文の方が古いので、勿論同一の年代となす事は出来ないけれど、この兩者の間に、一脉の關係を示す點に研究上多大の興味がある。殊にナーシツクの銘文には Talaha 太后の孫に當れる者が Dakshinapatha の王者である事を記してゐるが、是は甚だ注目すべき點である何となれば Ajanta 石窟群は、Deccan 高原の一端に存するので、Dakshinapatha は今日の Deccan 地方の古名に外ならぬからである。従つて兩石窟群が或時期の間、極めて親密なる關係を有してゐた事が知れる。少くとも Satkarani 王父子の時代に於ては、兩石窟群が同一の勢方圏内に發達しつゝあつた事は明かであつて、特に此王の支配してゐた諸地方としてあげられてゐる國名とも併せて考ふれば、西印度に於ける石窟群の發達の上に極

めて興味ある暗示を與へるものと云はねばならぬ。

勿論西印度に於ける多くの石窟群中の銘文のうちには、尙此 Putumayi 王の年號を有するものがないではない。例へば Kathe 洞窟の銘文中には此王の第二十四年の年記あるものがある。是等のほか、之れと前後した時期の、而かも甚だ親密なる關係を有する銘文が他にも殘存してゐるが、是等の銘文と此銘文とを併せて考へる必要のある事は云ふ迄もない。けれども是等王家の事情を知る上には、やはり叙上のものが、最も參考となるのである。この第一種の銘文の末尾に、更に補足的に記せる刻文が見受けられる。是れが即ち第二種のものである。是はその冒頭に於て、威名隠れなき Putumayi 王が Govardhana の代官 Sivaskandila に命せられたる旨を宣言してゐる。その内容に依ると、前の第十九年の熱暑期に於け

る第二週の第十三日に於て、王が此窟院の住僧に Govardhana 地方の南部に於ける Sudaršana の里邑 (Pisachipadakesa 邑の事であらう) を寄進したが、此里邑に代ふるに同地方の東部に位する Samalipada 邑の里邑を以てする旨を説いてゐるので、此里邑に對する租税免除等の諸特權を附與する事にも言及してゐる。而して此交換地の件が宣言せられたのは、てふ前の寄進以後三年目の事であるが、その事は第二十二年云々と年號を附記してゐる事に依つて知り得られるのである。

要するに是等(A)及び(B)の刻文に依つて、此洞窟が Gautamīputra Śākaṁī 王の力に依つて掘開せられ、その一族が之れに土地を寄進して維持に努めた事が明かである。而して殊に王の母に當れる Balsaī が此窟院に對して、甚深の厚意と多大の援助とを與へてゐたので、それは銘文の中に屢々『王妃の洞窟』と云ふ語の反復せられてゐる事

からでも推測せられ得る。また當時この寺院には Bhadrāyāna 派(賢冑部)に屬する僧侶等の止住してゐた事も、前述の如く明かであるから、當時この地方に於ける佛教々勢を知る上に、多少參考すべきものがある。是等の銘文と共に、吾人にとつて更に興味あるは、洞窟自體の建築的構造及び之れに結合せる裝飾的意匠である。

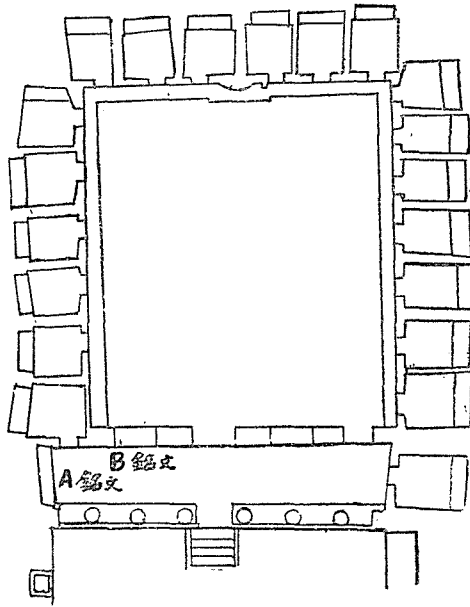
III

この石窟の建築的構造は、先づ中央に方形の中堂があつて、前方の廣さ四十呎七吋を算し、後方の廣さは多少之よりも大にして四十一呎六吋を數へ、奥行は右方四十五呎三吋、左方は四十六呎五吋を算するのであるから、方形としては不整である。此中堂には何等の支柱を見ないが、後方の三面には多數の僧房が其口を開いてゐる。右側には五個の僧房があり、左側には七個の僧房が掘開せ

られ、後方の一面には六個の僧房を構へてゐる。而して中堂の前面には中央と左右と合せて三個の入口があつて、是等の入口を隔て、各一個、即ちすべて二個の窓を開ら

の大きさに於て相異なる所はあるも、廣さ約七呎、奥行約九呎を出入する程度のものである。但だその僧房には、何れも一個の臥床が掘開せられてゐる事は聊か注目すべき點である。一體西印度に於ける

中堂の前面には前廊があり、その左側には一個の僧房が作られ、前廊の正面に於ける中央部には一個の入口があつて、石段に依つて外部に降る事が出来る。この前廊の前正面には



圖面平窟ラトプーミターゴ

窟院の附屬の僧房内には、此種の臥床を有するもの固然らざるものとの別がある固より此種の臥床は、一個の僧房内に一個を有するものもあり、二個若くば二個以上を算するものもある。若し嚴密に論ずる時は、必ずしも一個の法則とまでは

極めて典雅なる六個の柱が作られ、その左右には壁柱が表はされてゐるのである。

此洞窟に屬する多數の僧房は、それ／＼多少そ

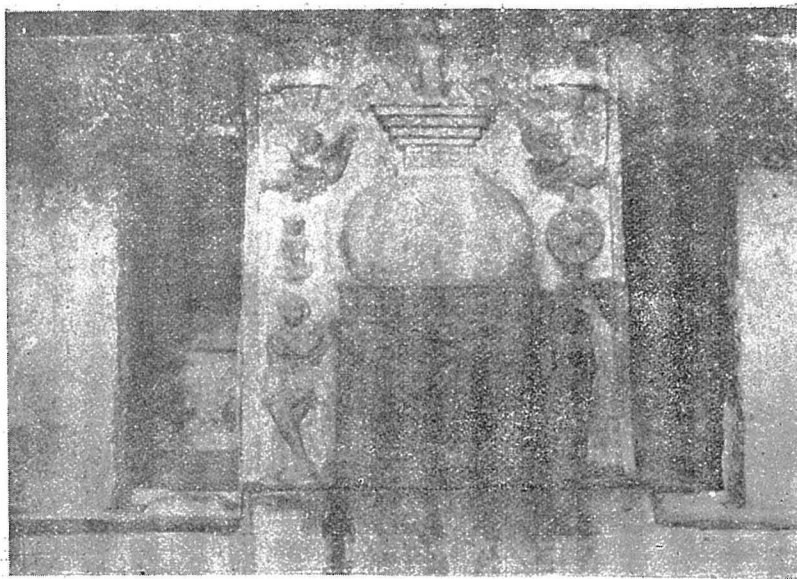
なし難いけれども、之を大體より論ずれば、此種の臥床は古き時代に屬する石窟に於て多く認むる所であつて、かの Ajanta 石窟繼列のうち

も、比較的古き年代のものど考へられてゐる石窟例へば第十三番毘訶羅、第十二番毘訶羅等の諸窟に於てのみ認められ、後世のものには作られてゐない。Zwei 石窟群に於ても、比較的古き年代のものど目せられる石窟内の僧房に於て、此石床を存するので、此石窟の如き、此類の特徴より考へても、必ずしも後世のものどはなし難きものがある。

此石窟の中堂を見るに、その前廊の裝飾的美觀を呈するに反して、極めて質素である。その中堂には、之を支ふる石柱の繼列もなく、唯一個の空闊なる廣場をなすに過ぎぬ。之を後世に於ける石窟の中堂内に美觀を競はむとしたものと比較すれば、大にその建築的意匠の根本觀念に於て相異なる所がある事を認めねばならぬ。この點に於て重要な暗示を與へるものは、中堂に於ける後壁の中央部に遺存する彫刻物である。是れには一個の

大なる塔形を陽刻し、その左右には各一軀の侍立者の像を表はし、塔の上部には傘蓋及び飛天二軀を刻してゐるほか、獅子像及び輪寶の類が刻せられてゐるのである。勿論是れは禮拜の對象として作製せられたものであるが、此塔様こそは此洞窟の性質を知る上に興味ある遺物となるのである。元來この石窟は僧侶の止住修道する所以の毘訶羅であるから、この中堂は彼等の講學處であり、修行處であつて、強いて云へば特に裝飾するの必要を認めない譯であるが、古式なる毘訶羅窟に於ては、すべて叙上の塔様は勿論、何等の禮拜的對象をその中に持つてゐないのが通則である。唯之れに對して別に禮拜の目的のみに作られ、その内部に佛塔を有せる支提窟が存してゐたので、之に依つて佛教徒はその信仰的満足を得てゐたのである。

然るに後世に於ては、毘訶羅内に佛龕を設け、



ゴータミープラ窟の内窟の佛刻塔

之れに佛像を安置するやうになつた。新様の毘訶羅と古様の毘訶羅との根本的相異は、要するにこの點に在るので、従つて新様の毘訶羅は、一方に於て講學修道及び止住の場所であると共に、他方に於ては支提窟と同様に禮拜場であり、儀式場であるの實を具備するに至つたのである。是に場て新様の毘訶羅は、その内部に於て裝飾的に美を凝らし、建築上の意匠に於ても、壯麗嚴肅の精神を發揮せんとするの意途を有するの必要を生じ來つたのである。此意味に於てこの *Gautamīputra* 窟を見れば、果して何うであるか。

試みに此洞窟の平面配置を見ると、その建築的意匠の根本的精神に於ては、何等その内部に禮拜的對象を安置するの意途を示してゐない。その中堂の廣闊なる事を始めとして、前廊外面の壯麗なる事は、一代に聲威を揮つた王者の發願に成つたものなる事を肯定せしめるには足るけれど、その

中堂の建築的構造に至つては、依然として舊様の毘訶羅の傳統的形式を襲用して、之を大規模としたものに過ぎないのである。然しながら其配置に於て認められる所を以てすれば、中堂後壁の塔様陽刻は決して後世に於て附加せられたものと見る事は出来ない。即ち後壁に於ける六個の僧房を吟味すると、左方より第三番目と右方より第三番目との兩僧房の中間に塔が刻せられてゐるのだが此兩僧房の入口の如きは明かに塔様彫刻を豫想して掘開せられた事を示すものである。従つて彫刻の様式の古き事を離れて考へても、此洞窟の掘開當初に於て這般の塔様を刻するの意途を有してゐた事は疑はれない。若し果して然りとすれば、新様の毘訶羅が、殆ど何れも佛像彫刻を正面に安置してゐるに對して、是れには塔様が陽刻せられてゐるが、是は新様の毘訶羅に比して一個の著しき相異點とせねばならぬ。是れ疑ひもなく古き支提

洞に於ける塔形と其精神を一にするもので、其意匠の職由する所も亦恐らく支提洞に在ると見らるべきものである。換言すれば此石窟はかの支提洞と毘訶羅洞とが合致した性質を示すもので、後世の毘訶羅の先驅の様式を語るものゝ一と云はねばならぬ。即ち此毘訶羅が更に一步を進めると、正面の塔様に代ふるに佛像を以てし、同時に佛像の爲めに佛龕を掘開するやうになり、是に至つて此佛龕を中心として中堂内部の建築的構造及び裝飾的意匠の如きも、面目を新たにするに至るのである。

かくの如き意味に於て此石窟は、なほ建築構造上古き毘訶羅洞の傳統的精神を離脱するには及ばないけれども、所謂新様毘訶羅の前驅をなすもので、てふど古様なる毘訶羅窟の發展の一時期を畫し、更に新様の精神を發揮せんとする中間に位するものと云ひ得られるものである。然らば此洞窟

の掘開年代は果して何時の頃となすべきかと云ふに Gantamputra Satakarpi 王及びその一族の年代が明かとなれば、此問題も自ら氷解する譯であるが、是等の王の年代は明白に知り難い。唯銘文上から推定して、Burgess 氏等は此王の治世を以て第四世紀の初頭にあるとなしてゐる。若し果して然りとすれば、此石窟は第四世紀の前半期に屬するものとなる譯である。若し之を西印度に於ける石窟の建築構造の變遷上から考へると、かや

うに古様の毘訶羅が新様の毘訶羅に推移せんとする氣運は、紀元後第三世紀の後半期から第四世紀の全體に互れる約百五十年間と見られ得るものがある。従つて Burgess 氏等の推測は、設令多少の相異があるとしても、甚だしき異論は生ぜないものと見られる。即ち此洞窟の掘開年代は第四世紀の前半期か、若くば之と隔たるとしても、その前後甚だしからざる時期のものとせねばならぬ。